

○入札説明書

茨城県立こころの医療センターの院内清掃業務委託に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。

競争入札に参加する者は、次の事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、下記 3 に掲げる担当部署に説明を求めることができる。ただし、入札後に仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和 7 年 1 月 20 日

2 入札に付する事項

(1) 調達する役務の名称

院内清掃業務

(2) 調達する役務の内容等

別添仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

ただし、翌年度以降の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合は、契約を解除できる。

(4) 履行場所

茨城県笠間市旭町 654 茨城県立こころの医療センター

3 担当部署

〒309-1717 茨城県笠間市旭町 654

茨城県立こころの医療センター 総務課 担当 金子

電話 0296-77-1151 内線 530 FAX 0296-77-1739

4 入札参加資格

(1) 地方自治施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格を有する者であって、同要項第 5 条に規定する物品調達等競争入札参加資格者名簿の大分類 16（建物の管理（1））の小分類 2（屋内清掃）に登録がされている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項 1 号又は第 8 号に掲げる事業について同項の登録をしているものであること。

(5) 一般財団法人医療関連サービスマーク振興会から医療関連サービスマークの交付を受けている認定事業者であること。

(6) 医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 9 条の 15 に定める基準に適合する者であること。

- (7) 過去3年間（令和3年4月1日から令和6年3月31日の間）に日本国内の精神科許可病床数が270床以上ある医療機関において、院内清掃業務を12ヶ月以上継続して行った契約実績を有する者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (9) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (10) その他入札説明書及び仕様書に定める要件を満たす者であること。

5 入札説明書等に関する事項

- (1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和7年2月10日（月）午後5時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

3の担当部署に同じ

ウ 方法

質問は、質疑書（様式第7号）により行うこととし、持参、郵送又はファクシミリにより提出すること。

- (2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和7年2月17日（月）午後5時まで

イ 方法

回答を茨城県立こころの医療センターホームページに掲載する。

6 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）に(4)に示す書類を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限

令和7年2月21日（金）午後5時まで

なお、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

- (2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便によること。）によること。

- (3) 提出先

3の担当部署に同じ

- (4) 添付書類

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の登録証明書の写し（競争入札参加者と登録証明書の商号又は名称は一致する

こと)

イ 医療関連サービスマーク認定証の写し

ウ 医療法施行規則第9条の15に定める標準作業書及び業務案内書

エ 過去3年間(令和3年4月1日から令和6年3月31日の間)に日本国内の精神科許可病床数が270床以上ある医療機関において、12ヶ月以上継続して行った清掃業務の受託実績(様式第2号)並びにその契約書の写し。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないことを証する書類(様式第3号)

カ 茨城県暴力団排除条例(平成22年茨城県条例第36号)第2条第1号又は第3号に規定するものでないことを証する書類(様式第4号)

キ 会社の概要が分かる資料(会社規模、従業員数、沿革等)

ク 今回受託にあたって予定する人員配置計画、緊急連絡系統図

ケ 今回受託にあたって業務責任者として配置を予定する現場責任者の医療機関清掃実務経験について記載した履歴書と病院清掃受託責任者講習修了証の写し

コ 情報管理に関する社内規定・ガイドライン等

(5) 入札参加資格結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和7年2月28日(金)午後5時までに、一般競争入札参加資格等確認通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

7 入札(開札)日時及び場所等

(1) 日時 令和7年3月6日(木) 午前10時から

(2) 場所 茨城県立こころの医療センター 集会ホールA

(3) 開札は、入札終了後直ちに上記(2)に示す場所において、競争入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。競争入札参加者は、代理人を出席させるときには、委任状(様式第6号)を持参させなければならない。競争入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行うので、開札日の前日までにその旨を連絡すること。

(4) 入札場には、競争入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係ある職員(以下「入札関係職員」という。)以外の者は入場することができない。

(5) 競争入札参加者又はその代理人は、必要に応じて入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。

(6) 競争入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場へ入場することができない。

(7) 競争入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札終了時まで入札場を退場することはできない。

(8) 入札場において、次のいずれかに該当する者は、当該入札場から退去させることがある。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合した者

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第 112 条第 2 項各号いずれかに該当する場合は、全部又は一部の納付を免除する

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第 107 条第 2 項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

ア 入札金額は、3 年間の総価（役務の提供のほか、付帯する諸経費を含めて見積もることとする。）を記載すること。

イ 入札書（様式第 5 号）に必要事項を記載し、積算内訳書を製本したうえで割印を押印し、封かんされた封書にて提出すること。なお、積算内訳書の様式は任意とし、競争入札参加者が記名し、業務名を記載したものとする。

ウ 提出は持参又は郵送によるものとし、電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。なお郵送による入札の場合は、書留郵便に限るものとする。

エ 郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮には「茨城県立こころの医療センター 院内清掃業務委託 入札書在中」と朱書きすること。

オ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また、入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

カ 代理人が入札する場合には、入札書提出時に委任状（様式第 6 号）を提出すること。

キ 競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札金額についての訂正は認めない。

ク 競争入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

ケ 競争入札参加者又はその代理人は、本入札について他の競争入札参加者の代理人となることはできない。

コ 契約担当者等は、競争入札参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の理由で、競争入札を公正に執行できない状態にあると認められたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

サ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争入札参加者又はその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出日時及び場所等

ア 日時 令和 7 年 3 月 6 日（木）午前 10 時

(郵送による入札の場合は、令和7年3月5日(水)午後5時までには必着。提出先は3の担当部署に同じ。)

イ 場所 茨城県立こころの医療センター 集会ホールA

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記載がない又は記載事項が明らかでない入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 指定の日時までに提出されなかった入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明確な入札を行ったとき
- (9) 首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (10) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (11) 同一の入札に他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした場合
- (12) 代理人が委任状を持参しないとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札及び入札に関する条件に反する入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 茨城県病院局会計規程第114条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とし、契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、競争入札参加者又はその代理人がくじを引くことができないときは、入札関係職員でない職員に、これに代わってくじを引かせて落札者を決定する。
- (3) 落札者が指定期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。きない。
- (4) 初度の入札において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、1回を限度として再度入札をする。したがって、再度入札に参加する意思のある入札参加者又はその代理人は、開札時に出席のうえ再度入札のための再入札書及び積算内訳書を持参すること。

12 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、必ず3の担当部署へ持参又は郵便により開札日時までに到着するよう辞退届（様式任意）を提出するものとする。

13 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。そのため、見積書を提出しようとする意思のある入札参加者又はその代理人は、見積合わせのための見積書及び積算内訳書を持参すること。

14 契約書の作成の要否

- (1) 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、令和7年4月1日（契約の相手方が遠隔地にあるなど独別の事情があるときは、指定の期日）に契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約書2通を作成し、双方各1通を保管するものとする。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本通貨に限るものとする。

15 契約条項

別添「契約書（案）」のとおり

16 その他の事項

- (1) 本件調達に係る令和7年度歳入歳出予算案が否決された場合又は執行が停止された場合には、この公告並びにこの公告によって生じた一切の決定、権利及び義務は、効力を失う。
- (2) 落札者において、指定期日までに契約を締結しない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置がとられることがある。
- (3) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。